

自殺統計原票の取扱要領の制定について

平成18年12月27日
例規（生総、捜一、情管）第65号
警察本部長

〔沿革〕平成21年2月17日例規（生総）第6号
平成22年9月21日例規（生総）第44号
平成28年3月31日例規（警）第16号
平成30年3月30日例規（警）第7号
令和6年2月22日例規（生総、捜一、情管）第8号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成19年1月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、自殺統計原票の作成要領について（昭和54年例規（防、捜一、総）第22号）は、廃止する。

別添

自殺統計原票の取扱要領

第1 署における処理

1 自殺者についての速報

刑事課長（刑事第一課長を含む。以下同じ。）は、次に掲げるいずれかの措置を行った死体の死亡原因が自殺であると判断したときは、その旨を生活安全課長に速報するものとする。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第229条第2項に規定する検視
- (2) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第4条第2項に規定する調査
- (3) 死因・身元調査法第5条第1項に規定する検査
- (4) 死因・身元調査法第6条第1項に規定する解剖

2 自殺統計原票の作成

前1の検視又は調査、検査若しくは解剖（以下「検視等」という。）により死亡原因が自殺であると判断した死体を取り扱った警察官（補助した警察官を含む。）は、当該検視等の終了後速やかに別表に定める自殺統計原票作成要領に基づき、自殺統計原票（別記第1号様式。以下「原票」という。）を作成し、刑事課長又は刑事生活安全課長に提出するものとする。

3 原票の審査及び送付

- (1) 刑事課長又は刑事生活安全課長は、前2の規定による原票の提出を受けたときは、当該原票を審査するものとする。
- (2) 前(1)の原票の審査を終えた刑事課長は、当該原票を生活安全課長に引き継ぐものとする。
- (3) 前記(1)の原票の審査を終えた刑事生活安全課長及び前(2)の原票の引継ぎを受けた生活安全課長は、当該原票の内容を署長に報告するものとする。
- (4) 前(3)の報告を受けた署長は、その都度原票を生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）に送付するものとする。
- (5) 署長は、自殺統計原票管理簿（別記第2号様式）を備え付け、その処理経過を明らかにしておくものとする。
- (6) 前記(4)及び(5)の事務は、生活安全課又は刑事生活安全課において処理するものとする。

第2 県本部における処理

- 1 生活安全総務課長は、所属職員の中から原票審査責任者を指定し、前記第1の3(4)による原票の送付を受けたときは、その者に当該原票の審査を行わせるものとする。
- 2 原票審査責任者は、前1による原票の審査後、当該原票を生活安全総務課長へ提出するものとする。この場合において、原票の内容を修正しようとするときは、前記第1の3(1)の原票を審査した署の刑事課長又は刑事生活安全課長と協議するものとする。
- 3 生活安全総務課長は、前2による原票の提出を受けたときは、当該原票に記載された事項を自殺統計ファイルに登録するものとする。
- 4 生活安全総務課長は、自殺統計原票受理簿(別記第3号様式)を備え付け、原票の処理状況を明らかにしておくものとする。

第3 原票の作成及び審査上の留意事項

- 1 原票には、検視等の結果判明した事項を記載すること。
- 2 原票の審査に当たっては、自殺者の「年齢」と「職業等」の関係、「自殺の場所」と「自殺の手段」との関係等、各調査項目との間に矛盾がないか確認すること。
- 3 生活安全総務課長は、署の生活安全課長及び刑事生活安全課長に対して、自殺統計業務の適正かつ円滑な運用に必要な指導及び助言を行うとともに、刑事部捜査第一課長の協力を得て、署の刑事課長及び刑事生活安全課長並びに原票を作成する警察官に対して、自殺事案の速報、原票の作成等に関し必要な指導及び助言を行うこと。

以下別記等省略